

グループホームブーフーウー運営規程

(指定共用型認知症対応型通所介護、指定介護予防共用型指定認知症対応型通所介護)

(目 的)

第1条 社会福祉法人姫路文化福祉会（以下「事業者」という）が開設するグループホームブーフーウー（以下「事業所」という）が行う指定共用型認知症対応型通所介護及び指定介護予防共用型指定認知症対応型通所介護（以下「サービス」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者（以下「職員」という）が、認知症を伴う要介護状態または要支援状態にある高齢者に対して適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 サービスの提供にあたっては、要介護状態（介護予防の場合は要支援状態）となった場合においても、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）（以下「利用者」という）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所において入居者と共に、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるように努めるものである。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、適切なサービスを提供する。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護等を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称

グループホームブーフーウー

(2) 所在地

(利用定員)

第4条 事業所の定員は1日あたり2名とする。

(実施地域)

第5条 通常の事業の実施地域は、明石市とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) ホーム長 1名(兼務)

ホーム長は、事業所の職員の管理及び業務の管理を行うとともに、各居宅介護支援事業者との連携や苦情処理などの業務にあたる。

(2) 計画作成担当者 2名(常勤介護従事者の中から兼務)

計画作成担当者は、利用者個々のサービス計画書を作成する。

(3) 介護職員 7名以上(ただし、最低3名は常勤職員とする)

介護職員は、運営基準に従って入居者の介護を行う。

2 前項に定める職員のほか、当該サービスの利用者2名に対し介護職員を1名以上配置する。

(営業日及び営業時間等)

第7条 事業所の営業日及びに営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日(但し、12月31日から1月2日は休業)

(2) 営業時間 午前9時30分から午後5時30分

(3) サービス提供時間

午前10時から午後4時30分

(重要事項の説明等)

第8条 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本規程に沿った事業内容の詳細及び重要事項を記した文書を発行して説明を行い、同意を得た上で署名(記名押印)を受けることとする。

(提供拒否の禁止)

第9条 事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

(利用資格の確認)

第10条 利用者は利用申込に際して、被保険者証を提示し、被保険者資格、要介護（要支援）認定の有無及び要介護（要支援）認定の期間を明らかにしなければならない。

（保証人の設定）

第11条 利用者はサービスの開始に際して、事業所が用意する契約書に署名捺印して提出するとともに、適切な保証人を立てて報告しなければならない。

（利用に当たっての留意事項）

第12条 サービスの対象者は要介護者または要支援者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- （1）認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- （2）認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- （3）認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

2 利用申込者の利用に際しては、主治医の診断書等により、当該利用申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3 利用申込者が入院治療を要する者であること等、利用申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 サービスの利用中止に際しては、利用者及びその家族の希望、中止後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

（利用料等）

第13条 サービスを提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額は、サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないように徴収する。

3 前2項の支払を受ける額のほか、次の費用の支払を受ける。

- （1）食材料費
- （2）衛生ケア用品代（紙パンツ、尿取りパット等）
- （3）理美容代

（4）前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負

担させることが適当と認められるもの。

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 5 上記利用料に関しての具体的な額は、別に「利用料金表」を提示する。

（利用料に含まれない費用）

第14条 前条に規定される利用料には、協力医療機関等から提供される医療及び指定居宅療養管理指導料等の法定代理受領分の費用は含まれない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第15条 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して発行する。

（サービスの内容）

第16条 事業所で行うサービスの内容は、次のとおりとする。

- （1）入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- （2）日常生活上の世話
- （3）日常生活の中での機能訓練
- （4）相談、援助
- （5）送迎

（相談及び援助）

第17条 利用者またはその家族に対して、その求めにより適切な相談に応じるとともに、必要な助言その他の情報提供を行う。

（緊急時等の対応）

第18条 介護職員は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医師への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

（非常災害対策）

第19条 事業者は、非常災害に備え、災害対策に関する具体的な計画を立て、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携のための体制を整備し、年2回定期的に、これらを職員に周知するとともに、避難、救助等の訓練を行う。

- 2 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように努めなければ

ばならない。

(衛生管理等)

第20条 利用者の使用するリビング、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 共同生活住居において感染症が発生、又はまん延することがないように必要な措置を講ずる。

3 前項の措置は事業者が運営する他の事業所と一体的に行う。

(衛生保持)

第21条 利用者は、環境衛生の保持のために事業所に協力する。

(掲 示)

第22条 事業所内の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力医療機関等、利用料その他の重要事項を掲示する。

(個人情報保護)

第23条 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(秘密保持等)

第24条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨の誓約書を整備する。

3 指定居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得る。

(広 告)

第25条 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものを広告しない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第26条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者を当該共同生活住居に紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

- 第27条 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）から文書の提出書等を求められた場合は、速やかに協力をし、市等からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

（地域等との連携）

- 第28条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

（事故発生時の対応）

- 第29条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は明石市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する指定共用型指定認知症対応型通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（記録の整備）

- 第30条 事業者は職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。
- 2 利用者に対する指定共用型指定認知症対応型通所介護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

（身体拘束）

- 第31条 事業所は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （3）介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

3 前項の措置は事業者が運営する他の事業所と一体的に行う。

(虐待防止に関する事項)

第32条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための委員会を定期的な開催及び、その結果の職員への周知徹底
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 職員に対する虐待防止のための研修の定期的な実施

2 事業者は、前項の措置を適切に実施するために担当者を置き、事業者が運営する他の事業所と一体的に措置を行う。

3 事業所は、サービスの提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(禁止行為)

第33条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) 布教活動を行うことや、宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に共同生活住居もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- (6) 入居者や他の利用者に関する秘密を漏らすこと。

2 上記各号に規定する事項は、利用者の家族にも適用する。

(利用中止の勧告)

第34条 故意または重大な過失により、前条に規定する禁止行為を頻回に繰り返す場合にあっては、事業者は利用者及びその保証人にサービスの利用中止を勧告する場合がある。

2 契約書およびサービス計画及びサービス計画に規定されたサービスを受けた利用者が、故意または重大な過失により事業所が請求する法定代理受領サービス費やその他のサービス費用等を指定する期限のうちに納めなかった場合には、保証人にその旨を報告しサービスの中止を勧告する場合がある。

3 利用者が当該サービスの対象でなくなった場合、又は保険料の滞納などにより介護保険被保険者の資格を失った場合は、遅滞なく保険者である市町村に通知し対応策を検討する。この結果によりサービスの中止を勧告する場合がある。

(ハラスメント防止等)

第35条 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の措置は事業者が運営する他の事業所と一体的に行う。

(その他運営についての重要事項)

第36条 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事長とホーム長との協議に基づき定めるものとする。

(規程の改廃)

第37条 本規程の改廃については、理事会において審議し決定のうえ明石市に届け出る。

(附 則)

この規定は、平成26年4月1日より施行する。

令和4年3月17日全部改定

令和6年10月28日一部改定